第24回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

・計算書類の個別注記表

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

ナノキャリア株式会社

当社は、第24回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.nanocarrier.co.jp/）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法を採用しております。
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産	定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。	
	建物附属設備	3～18年
	構築物	10年
	機械及び装置	3～8年
	工具、器具及び備品	2～15年
②　無形固定資産	定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間（8年）に基づいております。	
③　長期前払費用	定額法を採用しております。	

⑶　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　消費税等の会計処理の方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
②　繰延資産の処理方法	
株式交付費	株式交付費は支出時に全額費用処理しております。
新株予約権発行費	新株予約権発行費は支出時に全額費用処理しております。
社債発行費	社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

⑷　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

⑵ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	2,407千円

3．損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引高

販売費及び一般管理費	21,899千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	49,402,584株	16,654,817株	－株	66,057,401株

（注）発行済株式総数の増加は、第三者割当に伴う新株式発行による増加705,800株及び新株予約権の行使に伴う新株式発行による増加15,949,017株であります。

⑵ 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	26株	－株	－株	26株

⑶ 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末	
第７回新株予約権（は）	普通株式	7,500	－	7,500	－	－
第11回新株予約権	普通株式	45,500	－	－	45,500	37,992
第13回新株予約権	普通株式	12,500	－	－	12,500	11,087
第15回新株予約権	―	－	－	－	－	27,493
第３回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	2,220,726	－	2,220,726	－	（注）４
第16回行使価額修正条項付新株予約権	普通株式	1,867,000	－	54,000	1,813,000	10,071
第17回行使価額修正条項付新株予約権	普通株式	－	7,840,000	7,840,000	－	－
第18回新株予約権	普通株式	－	7,840,000	－	7,840,000	7,056
行使価額修正条項付第４回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	－	8,055,017	8,055,017	－	（注）４
合計	―	4,153,226	23,735,017	18,177,243	9,711,000	93,700

（注）１．第７回新株予約権（は）の減少は、権利行使期間の満了に伴う失効によるものであります。
２．第15回新株予約権は、発行要項に定める行使条件（マイルストーン条項）を達成しておりません。
３．第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、行使価額修正条項付第４回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第17回行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込みに出資されたこと（リファイナンス）に伴う消滅によるものであります。
４．第３回無担保転換社債型新株予約権付社債及び行使価額修正条項付第４回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
５．第16回行使価額修正条項付新株予約権の減少は、期中における行使によるものであります。
６．第17回行使価額修正条項付新株予約権の増加は、期中における第三者割当に伴う発行によるものであります。減少は、期中における行使によるものであります。
７．行使価額修正条項付第４回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、期中における第三者割当に伴う発行によるものであります。減少は、期中における新株予約権の行使によるものであります。

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	4,167,364千円
税務上の繰延資産	301,641
投資有価証券評価損	200,680
減価償却超過額	70,792
たな卸資産	35,744
新株予約権	14,233
その他	9,757
繰延税金資産小計	4,800,215
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,167,364
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△632,850
評価性引当額小計	△4,800,215
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,320千円
繰延税金負債合計	△2,320
繰延税金負債純額	△2,320

6．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして、主に増資等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金については、預金又は元本維持を原則とした安全かつ流動性の高い金融商品等に限定して運用しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。債権管理規定に従い、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部門が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち株式については、発行体等の信用リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

敷金及び保証金は不動産賃貸借契約によるものであります。残高管理を行い、リスク低減を図ることとしております。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼ全てが３ヵ月以内の支払期日であります。

ｂ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券のうち合同運用金銭信託については、発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付が高く短期で決済されるため、リスクは僅少と考えております。

投資有価証券のうち株式の一部については外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、一部については上場株式であるため市場価格の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

投資有価証券のうち満期保有目的の債券については、外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付の高い債券のみを対象としているため、リスクは僅少と考えております。

ｃ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

④　信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち96.6％が特定の大口顧客に対するものであります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）２を参照ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	4,470,643	4,470,643	－
② 受取手形	28,600	28,600	－
③ 売掛金	94,005	94,005	－
④ 有価証券及び投資有価証券	3,673,427	3,673,460	32
⑤ 敷金及び保証金	182,829	182,829	－
資産計	8,449,506	8,449,539	32
① 買掛金	2,014	2,014	－
② 未払金	82,330	82,330	－
負債計	84,344	84,344	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

・資産 ① 現金及び預金、② 受取手形、並びに③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 有価証券及び投資有価証券

債券については、取引金融機関から提示された価格を、期末日為替相場によって換算した価額によっております。合同運用金銭信託については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式については、期末日の市場の終値及び為替相場により算定しております。

⑤ 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

・負債 ① 買掛金、及び② 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	143,229
敷金及び保証金	15,773

投資有価証券の一部については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

敷金及び保証金の一部については、市場価額がなく、かつ実質的な預託期間を算定することが困難であることから将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
①　現金及び預金	4,470,643	－	－	－
②　受取手形	28,600	－	－	－
③　売掛金	94,005	－	－	－
④　有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの（金銭信託及び社債）	3,000,000	108,830	－	－
⑤　敷金及び保証金	－	100,000	90,000	－

8．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　131円33銭

⑵　1株当たり当期純損失金額　32円68銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 減損損失に関する注記

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

⑴ 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で１つの資産グループとしております。

⑵ 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、将来のキャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

⑶ 減損損失の金額の内訳は以下のとおりです。

機械及び装置	2,910千円
ソフトウエア	1,303千円
合計	4,214千円

上記は、本社（千葉県柏市）における研究用設備等であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な見積りに基づき評価しております。

11. ストック・オプションに関する注記

⑴ 費用計上額及び科目名

権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益	1,769千円

⑵ ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

	第７回新株予約権（は）	第 11 回 新 株 予 約 権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員　７名	当社の従業員　14名
ストック・オプションの数（*）	普通株式　15,000株	普通株式　99,500株
付与日	2012年５月23日	2014年４月２日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が320円以上であることを要す。	・被付与者が取締役、監査役、従業員の地位を失った場合は原則として権利行使不能。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、５営業日連続で行使価額に50％を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	対象の定めはありません。
権利行使期間	2014年５月24日から2019年５月23日まで	2016年４月３日から2021年４月２日まで

	第 13 回 新 株 予 約 権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員　６名
ストック・オプションの数（*）	普通株式　24,500株
付与日	2014年９月３日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、５取引日連続で行使価額に50％を乗じた価額（１円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	2016年９月３日から2021年９月２日まで

	第　15　回　新　株　予　約　権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役　5名 当社の監査役　3名 当社の従業員　44名 社外協力者　1名
ストック・オプションの数（*）	普通株式　2,063,000株
付　与　日	2015年10月30日
権利確定条件	・新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数（以下、「当初割当数」という）に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ア　発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1．経営成績・財政状態に関する分析⑴経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40% イ　発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1．経営成績・財政状態に関する分析⑴経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20% ウ　発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1．経営成績・財政状態に関する分析⑴経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40% ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。 当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。 ・各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	2015年11月2日から2022年10月31日まで

＊ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。なお、当社は2014年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及び変動状況

ⅰ．ストック・オプションの数

	第7回新株予約権（は）	第11回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	－	－	－	2,061,000
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	2,061,000
権利確定後（株）				
前事業年度末	7,500	45,500	12,500	－
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	7,500	－	－	－
未行使残	－	45,500	12,500	－

＊当社は2014年４月１日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

ⅱ．単価情報

	第7回新株予約権（は）	第11回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格（円）	537	1,620	1,372	1,140
行使時平均株価（円）	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	235.9	835	887	13.3

（注）当社は2014年４月１日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格の調整が行われております。

⑶ 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

⑷ ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。